

# 平成 29 年度さいたま市文化財保護審議会 ー第 1 回ー 議事録

1 日 時 平成 29 年 5 月 30 日(火) 13 時 35 分から 15 時 40 分まで

2 場 所 ときわ会館 5 階小ホール

3 出席者 委 員：田代脩会長、老川慶喜委員、岡本東三委員、小野寺節子委員、小茂田美保委員、笹森紀己子委員、重田正夫委員、内藤勝雄委員、西山多壽子委員、波多野純委員、原由美子委員、細田浩委員

(欠席：西口由子委員、茂木栄委員、渡辺洋子委員)

事務局：竹居生涯学習部長、野尻生涯学習部参事兼文化財保護課長、高橋文化財保護課長補佐兼文化保護係長、澤柳課長補佐兼史跡整備係長、関根埋蔵文化財係長、鈴木主査、内田主任、上島主事)

## 4 議 事

### (1) 諮問事項

ア 平成 29 年度指定候補文化財について

第 1 号 「砂氷川社のクスノキ」の指定について

第 2 号 「砂氷川社のモミ」の指定について

第 3 号 指定文化財の名称・種別等の取り扱いについて

### (2) 報告事項

第 1 号 平成 29 年度文化財保護及び保存事業の概要について

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴人の数 0 人

7 審議内容 下記のとおり

## 記

### (1) 議事録署名委員選出

議事に入る前に、平成 28 年度第 2 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から

同審議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、平成29年度第1回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を行った。

## (2) 諮問事項

### ア 平成29年度指定候補文化財について

第1号「砂氷川社のクスノキ」の指定の諮問について、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・ 旧大砂土村の総鎮守である砂氷川社のクスノキ1本。
- ・ 樹高23.5m、目通り3.3m、根回り5.7mの個体。
- ・ 樹高が高く、風格があり、幹は直幹で、真っ直ぐに伸び、健全で樹勢も良好、樹形も整っている。
- ・ 氷川社の森は、住宅街に残された緑地帯であり、今後、社叢の樹木を保全していくためにも、この個体を保全することが重要と考えている。以上のような内容から天然記念物の候補として諮問する。

このことについて、委員から意見・質問は特になく、これらを受け、指定文化財の候補(天然記念物)として、調査・検討することが了承された。

次に第2号「砂氷川社のモミ」の指定の諮問について、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・ 所在地と所有者は第1号と同じ。
- ・ 樹高28.5m、目通り3.1m、根回り6.8mの個体。
- ・ 平地に残るモミとしては数少なく、現在市内でモミの指定はない。
- ・ 幹は東に斜伸しているが、倒木の恐れがあるほどではない。
- ・ 樹勢も良く、古木としての風格もある。
- ・ 第1号のクスノキと同様に、今後、社叢の樹木を保全していくためにも、この個体を保全することが重要と考えており、以上のような内容から天然記念物の候補として諮問する。

このことについて、委員から意見・質問は特になく、これらを受け、指定文化財の候補(天然記念物)として、調査・検討することが了承された。

次に、第3号指定文化財の名称・種別等の取り扱いについての諮問について、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・ 古文書の員数が実際の資料と異なるものがある。
- ・ 古文書の員数表記が「一括」となっているものと「実件数」となっているものがある。
- ・ 板石塔婆の指定種別が「考古資料」と「歴史資料」の2種類がある。

- ・ 板石塔婆の指定名称が「板碑」と「板石塔婆」の2種類がある。
- ・ 板石塔婆に同名の指定名称がある。また名称のつけ方が様々である。
- ・ 石造物の指定種別が「考古資料」、「歴史資料」、「有形民俗文化財」の3種類がある。
- ・ 石造物の名称のつけ方が様々である。

このことについて、委員から意見・質問・提案等自由に発言してほしい旨会長から発言があり、様々な意見等があった。以下に記す。

- ・ 例えば他の政令指定都市で、名称や種別を統一した事例などはあるのか。また名称や種別を統一するとして、発生する作業や費用等はどのくらいあるのか。
- ・ 旧市が指定してきたものを統一するよりも今後の方針を決めるべきではないか。
- ・ 今回の検討内容に「天然記念物」が含まれていない。今回の諮問に天然記念物があるので、同時に検討すべきではないか。旧市ごとの指定名称・種別については、それぞれの基準があつての判断なので、無理に統一しなくてもよいのではないか。ただし、今後さいたま市として指定する名称などについては、明確な基準を設けるべき。
- ・ 過去に戻って（名称等を）直すのであれば、事務局案を提示するべきではないか。一つの方向性として「県指定に準ずる」とか大まかな定義を（事務局に）決めてほしい。
- ・ 古文書の員数については、綴じかたや二つに裂けてしまったなど、カウントの方法でずれることがある。大事なものは中身を把握してリスト化してあるかどうか。
- ・ 古文書の分野では例えば「近世・近代主体のもの」は種別として「歴史資料」となっているものもあり、一概に古文書だからといって統一できるものではないのではないか。
- ・ 4市合併から10年経っている。今回問題となっている指定名称や種別については、合併協議の時に統一するべきかの議論をしたのではないか。そこで議論されなかったのであれば、今直すことはないのではないか。
- ・ 個人宅にある文化財は早急に指定の範囲を特定しておいた方がよいのではないか。博物館等施設にある資料は施設職員にも手伝ってもらって順次進めていけばよいのではないか。
- ・ いつまでを期限とするのか、全体のスケジュールを決めた方がよいのではないか。また無形民俗の分野でも様々な問題があり、今回の方向性が定まった段階で、こちらについても協議を進めたい。
- ・ 天然記念物の名称についても実際と違うものがあり、過去はともかく、今後は指定する場合はしっかりとしたい。

以上のような意見を受け、会長より、以下のまとめの発言があった。旧市の指定名称や

種別を統一することについてよりも、さいたま市として、どう指定していくのかについての方向性（基準）を決めるべきではないか。今後としては、事務局で今回の委員からの意見を参考に、何を優先すべきなのか、早急に取り組むべきなのか、問題点をもう一度整理し、それぞれの専門分野の委員から意見を聴取し、次回第2回の審議会において少なくとも中間報告はしていただく。旧市の指定名称や種別を第1号、第2号議案については、天然記念物専門の委員に調査検討のうえご報告いただき、審議にかける。

### (3) 報告事項

資料4ページから7ページに沿って、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- ・ 文化財保護審議会
- ・ 文化財の調査
- ・ 文化財保存事業費補助金交付
- ・ 指定文化財の普及啓発
- ・ 指定史跡等の保存管理
- ・ 指定文化財等の管理
- ・ 指定史跡等の保存管理
- ・ 埋蔵文化財の調査・保存
- ・ 埋蔵文化財の普及啓発